

第60回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成22年9月16日(木) 13:30～14:40

2. 開催場所：日本電気協会 A・B会議室

3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 関根(東京大学名誉教授)

【委員】

日高(東京大学/委員長代理)
堀川(大阪大学名誉教授)
吉川(京都大学名誉教授)
横倉(武蔵大学)
今井(神奈川県消費者の会連絡会)
島田(電気学会)
栗原(電力中央研究所)
戸根(発電設備技術検査協会)
手島(電気事業連合会)
藤本(東京電力)
草間(関西電力/齊藤代理)
松山(中部電力)
小川(日本電設工業協会/藤田代理)
船橋(火力原子力発電技術協会)

【委任状提出】

横山(東京大学)
野本(東京大学名誉教授)
國生(中央大学)
森下(日本原子力研究開発機構)
飛田(東京都地域婦人団体連盟)
本多(電気保安協会全国連絡会議)
岩本(日本電機工業会)
亀田(日本電線工業会)
穴吹(電力土木技術協会)

【欠席】 鷓沢(日本鉄鋼連盟), 奥村(電気設備学会)

【参加】 沼田(原子力安全・保安院 電力安全課)

【説明者】 系統連系専門部会; 平岩(東京電力), 林(日本電気協会)
送電専門部会; 盛山(日本電気協会) 参考資料案件

【委員会幹事】 森(日本電気協会)

【事務局】 牧野, 高須, 古川, 勝山, 森田(日本電気協会)

4. 配付資料：

資料 No.1	第 59 回 日本電気技術規格委員会 議事要録（案）	*
資料 No.2-1	民間自主規格「系統連系規程」(JESC E0019)【小出力逆変換装置における自動電圧調整装置の省略要件見直し】の一部改定の審議，承認のお願いについて	*
資料 No.2-2	「系統連系規程」【小出力逆変換装置における自動電圧調整装置の省略要件見直し】提案の経緯 事前送付資料から差替え	*
資料 No.2-3	「系統連系規程」【小出力逆変換装置における自動電圧調整装置の省略要件見直し】に関する改定要望補足説明資料	
資料 No.2-4	民間自主規格「系統連系規程」(JESC E0019)【固体酸化物形燃料電池に関する規定の追加】の一部改定の審議，承認のお願いについて	
資料 No.3-1	「系統連系規程」(JESC E0019)【固体酸化物形燃料電池に関する規定の追加】に関する改定要望補足説明資料	*
資料 No.3-2	民間自主規格改定要望案の承認のお願いについて技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等	
資料 No.3-3	日本電気技術規格委員会ホームページ 公告文 “民間自主規格の一部改定の審議について”(平成 22 年 8 月 10 日付)	
資料 No.4	民間自主規格「系統連系規程」(JESC E0019)【固体酸化物形燃料電池に関する規定の追加】の一部改定の審議，承認のお願いについて	
資料 No.5	平成 21・22 年度に国へ要請した案件及びそれ以前に要請し国で検討中の案件の状況	
参考資料	海上保安庁ヘリコプター墜落事故に関する質問・回答	

* 印：開催案内に同封した資料

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認

- (1) 委員長の指示により委員会幹事が出席者の確認を行い、規約第 6 条による定足数を充足している旨報告された。その結果、委員長により委員会の成立が確認された。

現委員総数：26 名

委員会出席者：24 名（委任状 9 名を含む。定足数である全委員数の 2/3 (=18 名) 以上。）

5-2. 新任委員及び交代委員の紹介

前回委員会で新任委員として承認された吉川榮和京都大学名誉教授が出席し、委員長から紹介が行われ、挨拶があった。

また、異動による委員交代で新委員として出席し、中部電力 松山委員と火力原子力発電技術協会 船橋委員の紹介が委員長から行われ、それぞれから挨拶があった。

5-3. オブザーバー参加者の確認

原子力安全・保安院 電力安全課 沼田基準班長がオブザーバー出席されることが報告され承認された。

5-4. 第 59 回本委員会議事要録案の確認

第 59 回本委員会の議事要録案について、開催案内に同封し送付しているため、コメントの確認が行われた。特にコメントはなく、承認された。

5-5. JESC 規格「系統連系規程」【小出力逆変換装置における自動電圧調整装置の省略要件見直し】の一部改定について （評価案件）

題記案件について一部改定の審議依頼（資料 No.2-1）が系統連系専門部会からあり、技術会議での審議結果が事務局から報告された。

また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び系統連系専門部会と兼務している委員会委員は 1 名であることが報告された。

その後、系統連系専門部会から詳細説明が行われ、審議の結果、本案件は承認された。主な議事を以下に示す。（Q；質問，A；回答）

Q1； 現在 1 軒だけで電力系統に繋がっており、パワーコンディショナーが付いていない家庭で、後付けを希望する場合、古い設備はどうするのか？

また、勝手に発電した結果、1 軒の為だけに電圧上昇し、他は抑制されるという状況も考えられるが、どうするのか？（日高委員長代理）

A1； 現在販売されている設備には、パワーコンディショナーが、ほぼ 100%付いている。万が一付いていないものがあった場合は、当該家庭との調整、電力側で工夫等が考えられる。

- Q2; 資料 No.2-3 の P7 の記述について、使用電圧が 108V となっており、「101V±6」を逸脱しているが、問題はないのか？（藤本委員）
- A2; 発電機を所有する需要家は発電者に当たるので、電事法の規定による需要家への 107V 超には当たらないと認識している。また、需要家へ説明・納得のうえ設置している。
- Q3; 資料 No.2-3 の P3 に「PCS(パワーコンディショナー)の主な役割」に「発電出力を抑制し」とあるが、実際に進相のコントロールを決めなくてよいのか？（関根委員長）
- A3; 資料 No.2-1 の改定案の中で、フロー図で紹介している。実態として無効電力を絞りにいく制御を必ずしも全てのメーカーが採用しておらず、実状として無効電力制御を省いて絞りにいくのが大半である。
- Q4; 進相でやっているメーカーはないのか？（関根委員長）
- A4; あるとは聞いている。元々進相無効電力制御が標準型だったが、採用数が少なく、自然淘汰された。

5-6 . JESC 規格「系統連系規程」【固体酸化物形燃料電池に関する規定の追加】の一部改定について （評価案件）

題記案件について系統連系専門部会から、資料 No.3-1 の審議依頼があり、技術会議での審議結果が事務局から報告された。

また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び系統連系専門部会と兼務している委員会委員は 1 名であることが報告された。

その後、系統連系専門部会から詳細説明が行われ、審議の結果、本件は承認された。主な議事を以下に示す。（Q; 質問, C; コメント, A; 回答）

- Q1; 系統連系規程内の連系保護装置の任意認証に関しては、固体酸化物形が全く無く、固体高分子形のみを扱うということでのよいのか？（日高委員長代理）
- A1; 燃料電池システムの認証が出来たのがまだ新しく、規定されていないのが実状である。
- Q2; いずれは保護装置や変換装置は付いてくるのでは？（日高委員長代理）
- A2; システムとしてどこまで認証しているかということにもなるが、少なくとも現在はこの制度で認証されている。
- Q3; 少なくとも現時点では固体酸化物形については認証を受けなくともよいということか？（日高委員長代理）
- A3; 逆に無いということは、系統連系協議の度に電力が確認する必要があり、認証制度があれば制度を信用している、ということだと解釈している。（森委員会幹事）
- C4; 認証を受けていれば連系協議時に簡略・短縮化でき、無ければその都度自ら行っていく必要があるということか。（日高委員長代理）

6. その他

6-1. 平成 21・22 年度に国へ要請した案件のその後の状況の報告

国に要請した案件について、資料 No.5 に基づき事務局から報告された。前回の委員会以降は特に進展のないことが報告された。

6-2. その他

「海上保安庁ヘリコプター墜落事故に関する質問・回答」(飛田委員質問事項)についての報告

8月発生の題記案件に関し、JESCの規格・規程において見直しの必要性の有無について、飛田委員から事前に質問があり、先日資料を以って説明を行った旨、事務局から紹介された。「参考資料」として、資料を追加配付。

その後、内容について送電専門部会から説明が行われた。

主な議事を以下に示す。(Q; 質問, C; コメント, A; 回答)

Q1; 現状としては、同様の事故が再発しない状況には至っていないということか?
(関根委員長)

A1; 海上等での送電線、鉄塔の設置場所については、航空に支障がないようデータを国土交通省へ提供している。

C1; レーダー探知、ナビゲーションシステムの利用による事故回避について研究が進められているようである。(森委員会幹事)

Q2; 障害灯は付いていたのか?(藤本委員)

A2; 両鉄塔に付いていた。

C2; この件は、進展があったらまた報告していただきたい。(関根委員長)

6-3. 次回委員会の日程

次回 JESC 委員会の開催は、11月18日(木)とすることです承された。

正式には、審議案件を確認し、別途開催案内を事務局から送付することとなった。

以上